

## 高松市特命随意契約公表一覧

注1：セルの幅は修正しないこと（高さは修正可）  
注2：変更があったときは、それぞれ変更後の期間及び金額

No.	予算所管課	件名	契約の相手方		契約期間 注2	契約金額（円） 注2	特命随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項 又は地方公営企業法施行令第21条の1 3第1項の該当号	備 考
			名称	所在地					
1	資産税課	令和6年度高松市家屋評価システム運用保守業務委託契約	NTT-ATエムタック株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	R6.4.1 ~ R7.3.31	660,000	既存情報システムの運用及び保守であるため、システムの開発、構築した者以外が行うことは、技術的に困難であるほか、瑕疵担保責任の問題が生じることによる。	2	
2	こども女性相談課	高松市子育て世帯訪問支援事業(ヤングケアラー)業務委託	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	高松市福岡町二丁目24番10号	R6.4.1 ~ R7.3.31	事務費・管理費 564,000円 ①訪問支援事業 利用時間単価：1時間当たり1,500円、利用件数単価930円 ②研修費 1人30分当たり515円	社会福祉法に基づき設置されている営利を目的としない社会福祉法人で、当事業と類似した事業を、本市の委託を受けてすでに実施しており、支援員も多数登録している。 このため、当事業の実施にあたり、全市域をカバーできる実施能力を十分に有する、唯一の団体であり、これまでの契約における実績等から、本事業に関する契約の誠実な履行が見込まれることによる。	2	